

児童虐待対応に係る児童相談所と市町村の 共通アセスメントツールについて（案）

児童虐待対応に係る児童相談所と市町村の共通アセスメントツールについて（案）

1. 作成の必要性

（1）児童虐待防止対策に関する副大臣等会議決定（平成26年12月26日）

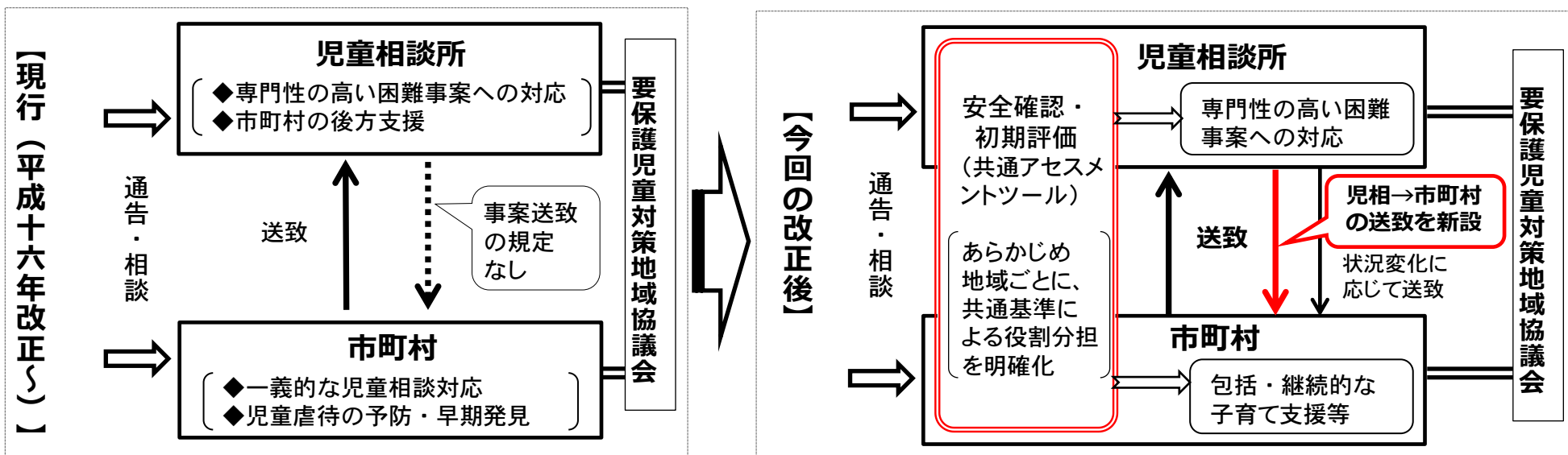
- 遅延なく初期対応を実施するために、共通アセスメントツールを整備（児童相談所と市町村において、児童虐待の内容や世帯の状態、緊急度等を表す共有ランク表を整備）

（2）社会保障審議会児童部会・新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）（平成28年3月10日）

- 当面、初期対応の漏れがないようにするため、児童相談所と市区町村の間で共通のアセスメント基準を作成するとともに、児童相談所から市区町村へ送致する仕組みを設けることが考えられる。

（3）改正児童福祉法の施行

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、市町村と都道府県の役割を明確化【児童福祉法第3条の3・公布日施行】
- 児童相談所から市町村への事案送致を新設【児童福祉法第26条第1項第3号・平成29年4月施行】
 - （児童相談所長は、）児童及び妊産婦の福祉に関し、（略）その他の支援（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）を行うことを要すると認める者（措置を要すると認める者を除く。）は、これを市町村に送致すること。



2. 作成の目的・趣旨等

- 法改正の趣旨を踏まえ、ケース対応に際しては、児童相談所と市町村のそれぞれの役割や機能を有効に活用することが必要
- 児童相談所と市町村の間で、ケース対応に関する共通理解や円滑な情報共有を図り、役割分担を行う指標（目安）となるよう、共通アセスメントツールを作成。その際、児童相談所と市町村の押し付け合いにならない仕組みとすることが肝要。

- 現行において各自治体が既に作成・活用しているアセスメントシート等を参考として、事務局が、【別紙】のとおり、シート例（案）と20～30項目程度のリスク因子の主な指標例を作成。

（参考）各自治体における児童相談所と市町村の共通アセスメントの策定状況（平成28年厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ）

策定している	21自治体
策定していない	48自治体

○策定している21自治体

栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・大阪府・兵庫県・奈良県・岡山県・
山口県・愛媛県・高知県・大分県・千葉市・横浜市・川崎市・浜松市・名古屋市・
大阪市・福岡市・熊本市

3. シートの対象及び使用方法等

- 児童相談所又は市町村が通告等により把握した「虐待ケース」及び「虐待が疑われるケース」を対象とする。
- 虐待通告等受理後、受理会議等において、初期対応を検討するためのアセスメントを行う。それ以後、必要に応じて、不明となっている項目の調査を進め、適宜アセスメントの見直しを行う。
- 一定期間後、児童相談所又は市町村のいずれかを主担当機関として定める必要がある場合に、事案送致等を行う事前協議の場においての活用も可。
→ その際に、アセスメントの結果を踏まえた主担当機関の決定方法についての基本的なルールを事前に双方協議の上で定めておくことが必要
- 要保護児童対策地域協議会の関係機関間で、個別ケース検討会議において評価内容の共有等にも活用。

4. アセスメントツール使用による考えられる効果

- 児童相談所及び市町村が共通の指標を使用することで、機関相互の問題認識の共有化と対応漏れの防止が図られる。
- 担当者の経験則、思い込みや希望的観測をできるだけ排除し、判断の客観性・的確性を高め、対応の遅れを防止する。
- 必要な情報についてのチェックや、断片的な情報を整理し、統合し、評価する上で有効である。
- 不明となっている項目が多い領域を確認でき、今後の調査のターゲットが絞られる。
- 前回の会議等で決定したときの子どもや家庭の状況と現状との比較が出来る。この間の援助内容に効果があったかどうかの評価にも活用できる。
- 長期化したケースについて、関係機関相互の意見が違ったとき、ケースの客観的な見立ての見直しをする際に役立つ。

5. 共通アセスメントツールの取扱い通知（雇用均等・児童家庭局長通知）作成に当たっての留意事項

- 児童相談所及び市町村の役割分担に当たっての基本的な考え方の明確化
- シート例（案）とリスク因子の指標例の考え方及び使用上の留意点についての具体的な記載内容
- 送致の決定過程と事前調整の手法、送致の受け手の検討期間等についての考え方の提示 など

6. 今後のスケジュール（案）

【平成28年度】

- （○ 11月30日：第4回市区町村の支援業務ワーキンググループに提示）
- 12月 9日：第4回子ども家庭福祉人材ワーキンググループに提示
- 1月中下旬：共通アセスメントツールの取扱い通知（案）を地方自治体に提示
- 2月～3月：各地方自治体において共通アセスメントツール（案）をもとに、地域の実情に応じた児童相談所と市町村の役割分担等を検討し、ガイドライン等を策定
- 3月下旬：共通アセスメントツールの取扱い通知を技術的助言として地方自治体に発出
- 4月1日：運用開始

【平成29年度以降】

- 各地方自治体での運用状況等についての情報を収集
- 必要に応じて、共通アセスメントツールの取扱い通知の見直しを検討
- 将来的には、研究者による研究成果等を踏まえ、状況に応じ、ニーズやストレングスも含めた包括的なアセスメントの策定が可能かどうかの検討が必要

【別紙】

児童相談所と市町村の共通アセスメントシート例（案）

記入日 年 月 日（初回・回目）

児童名				性別（男・女）	年齢（ 歳）	学校等 保・幼・小・中・高（ 年）		
項目			リスクレベル					
			不明	最重度	← 重 度 ~ 軽 度 →	危惧あり・要支援	非該当 問題なし	
子ども・養育者から観察される状況	1	身体的な状況 （身体的虐待）	不明					非該当
	2	不適切な養育 （ネグレクト）	不明					非該当
		期間	不明	年 月～ 日間	年 月～ 日間	年 月～ 日間	年 月～ 日間	年 月～ 日間

【別紙】

項目			リスクレベル				
			不明	最重度	← 重 度 ~ 軽 度 →	危惧あり・要支援	非該当 問題なし
子 ど も ・ 養 育 者 か ら 観 察 さ れ る 状 況	3	性的な被害 の状況 (性的虐待)	不明				非該当
	4	心理的な状 況 (心理的虐待)	不明				非該当

【別紙】

項目			リスクレベル				
			不明	最重度	← 重 度 ～ 軽 度 →	危惧あり・要支援	非該当 問題なし
子どもの状況	5	分離の意思	不明				問題なし
	6	第三者による確認	不明				問題なし
	7	養育者への思い	不明				問題なし
	8	精神状態	不明				問題なし
	9	性格行動面の問題	不明				問題なし
	10	発達及び健康状態	不明				問題なし

【別紙】

項目			リスクレベル				
			不明	最重度	← 重 度 ~ 軽 度 →	危惧あり・要支援	非該当 問題なし
世帯 の 状 況	11	居住環境	不明				問題なし
	12	経済状態	不明				問題なし
	13	家族形態	不明				問題なし
	14	父母の関係	不明				問題なし
	15	親族との関係	不明				問題なし
	16	相談歴	不明				相談歴なし
	17	きょうだいの相談歴	不明				相談歴なし

【別紙】

項目			リスクレベル				
			不明	最重度	← 重 度 ～ 軽 度 →	危惧あり・要支援	非該当 問題なし
養 育 者 の 状 況	18	養育者との同居	不明				問題なし
	19	育児・養育能力	不明				問題なし
	20	育児・養育意欲	不明				問題なし
	21	精神状態	不明				問題なし
	22	依存の問題 （薬物、アルコール）	不明				問題なし
	23	虐待の認識	不明				問題なし

【別紙】

項目			リスクレベル				
			不明	最重度	← 重 度 ~ 軽 度 →	危惧あり・要支援	非該当 問題なし
養育者の状況	24	援助への態度	不明				問題なし
	25	困り感・改善意欲					問題なし
	26	サービス利用					問題なし
該当項目数							

【別紙】

課題の背景として考えられる点		活用可能な社会資源	
支援の目標		家族や子どもの意向・希望・意見等	
家族の力、課題解決への意欲、協力度など			
特記事項			
当面の課題に対する対応			
子ども 家族・その他			
総合評価		担当区分	児童相談所 ・ 市区町村

(参考)

リスク因子の主な指標例

項 目	内 容
1 身体的な状況 (身体的虐待)	○頭部、腹部、胸部の殴打・蹴る等で生命の危機に係る受傷 ○受傷状況不明の骨折 ○首しめ・布団蒸し・鼻と口を塞ぐなど窒息につながる行為 ○逆さつり ○溺れさせる ○熱湯をかける ○激しく投げつける ○異物を飲ませる ○たばこ・ライターなど火の押しつけ ○乳幼児揺さぶられ症候群疑い ○代理によるミュンヒハウゼン症候群疑い ○熱中症、低体温症を招くような環境下での放置 ○暑い日、寒い日に戸外放置 ○玄関やベランダに締め出し、子どもが求めても中に入れない ○長期間部屋に閉じ込める ○部屋に閉じ込める ○医療を必要とする外傷・打撲・火傷 ○傷やあざが残る暴力 ○物を使って叩く ○不適切な薬物投与 ○単発の暴力による小さくわずかな外傷 ○子どもからの訴えがある ○目撃情報がある ○外傷の残らない暴力 ○暴力を容認する偏ったしつけや教育姿勢 ○保護者から「たたいてしまいそう」等の訴えがある ○放置すれば子どもの生命身体に(重篤かつ具体的な)被害が及ぶおそれがある
2 不適切な養育 (ネグレクト)	○適切な医療者のいない環境下での出産 ○乳幼児の遺棄・置き去り・放置 ○脱水症・栄養失調のため衰弱している ○慢性的な栄養不良や体重増加不良 ○必要な医療を受けさせない【生命の危険がある・入院加療が必要】 ○【生存・成長に】必要な食事や衣服・衛生環境等を与えない ○ライフラインが止まっている・止まるおそれがあるが、必要な対応をしない ○就学させていない ○登校・登園させない ○夜間子どもだけを置いて外出する ○監護が不十分なことによるケガが多い ○子どもに子どもの世話をさせる ○不衛生・異臭がする ○慢性的に劣悪な住環境 ○時折、大人の監督なく家に放置されている為、安全管理が不十分 ○乳幼児健診を合理的な理由なく受けさせない ○予防接種を合理的な理由なく受けさせない ○子どもの障害が顕著であるのに適切な療育、支援を受けさせない ○受診勧奨が繰り返されても、受診させない・再三の受診勧奨がなければ受診させない ○健康問題はないが食事・住居・衣服等が養育上不適切 ○食事量が不足していることが多く、栄養バランスが適切ではない

	○季節に合わない服を着ている ○「世話をしたくない」等の訴えがある ○身辺自立の獲得を子ども任せにしている
3 性的な被害の状況	○性交渉、性的行為、性器に触る触らせる ○性感染症や性器の傷がある ○児童ポルノの被写体にする ○強制的に性的描写や性交渉を見せる ○着衣の上からプライベートゾーンに触る ○性器を見せる ○性行為や性的描写の鑑賞を子どもが見える状況で行う ○子どもに対して卑猥な言葉を発する ○性的描写を子どもの見える状態に放置する
4 心理的な状況	○心中や自殺を強要・教唆する ○子どもが感知できる環境下で次の行為が行われている ・ドメスティックバイオレンス ・自傷行為 ○刃物を使って威嚇をする ○子どもに対して言葉による強い威嚇・辱め・非難、無視や拒絶的態度がある ○子ども自身の存在に関わるきょうだいとの極端な差別がある・きょうだいとの差別がある ○きょうだいが一時保護を要する虐待を受けている・きょうだいが虐待を受けている ○「生まなければ良かった」「死んでしまえ」「出て行け」等の発言がある ○子どもに対して一時的に行われる言葉による威嚇・辱め・非難、無視や拒絶的態度がある ○塾や家庭学習の極端な無理強い ○泣き声通告【叩く音や怒鳴り声を伴うもの・叩く音や怒鳴り声を伴わないもの・一時的】 ○夫婦喧嘩に伴う通告、または口論や不和 ○「子どもがかわいく思えない」等の訴えがある
5 子ども・分離の意思	○帰宅拒否 ○子どもが保護を希望 ○分離に対して同意 ○消極的帰宅選択 ○積極的帰宅選択
6 子ども・第三者による確認	○長期間生存が確認されていない ○正当な理由なく、保護者が子どもとの面会を繰り返し拒否 ○正当な理由なく、保護者が子どもとの面会を拒否 ○1週間子どもの安全が確認できない ○子どもが保育所等に来なくなった
7 子ども・養育者への思い	○怯える・いつも怖がって恐れている ○怖がる ○嫌がって遠ざけようとする ○保護者の前で萎縮 ○保護者の口止めに応じる

8 子ども・精神状態	☐ 生命に危険が及ぶ自傷他害がある ☐ 極めて不安定 ☐ 不安定な状態 ☐ リストカットなど自傷行為がある ☐ うつ的 ☐ 暗い表情、表情が乏しい ☐ 笑わない ☐ 視線が合いにくい
9 格行動面の 問題	☐ 年齢不相応な性的言動が見られる ☐ 過剰適応
10 子ども・発達及び健康 状態	☐ 未診断の低身長・低体重 ☐ 障害診断がある ☐ 療育手帳所持 ☐ 定期健康診断未受診 ☐ 障害の疑い ☐ 関係機関から懸念がある ☐ 予防接種未接種 ☐ 3歳児健診で複数の虫歯がある ☐ 低出生体重児診断を受ける
11 居住環境	☐ 放浪、車上生活 ☐ 不適切な居住環境【健康被害が生じるほど著しく不衛生・著しく狭隘・不衛生】 ☐ サービス利用後も不衛生状態が継続 ☐ 理由不明の頻繁な転居 ☐ サービス利用後に不衛生状態解消 ☐ 狭隘な居住環境
12 経済状態	☐ ライフラインが止まっている ☐ 生活困窮（その日の生活に困る） ☐ 収入不安定、多額の借金 ☐ 世帯収入が生活保護基準を下回っている ☐ 生活保護受給
13 家族形態	☐ 内縁の親子関係 ☐ 若年保護者 ☐ ひとり親の夜間不在時に知人が子どもを監護 ☐ 異性の友人が出入りするひとり親家庭 ☐ 介護負担など、家族間に葛藤がある ☐ 血縁のない親子関係 ☐ ひとり親家庭、多子家庭
14 父母の関 係	☐ ドメスティックバイオレンスが生じている【保護命令対象・対象外】 ☐ 意見の対立が表面化している ☐ 夫婦間に強い不満 ☐ 離婚調停・審判中 ☐ 夫婦間の信頼関係の欠如

15 親族との関係	☐ 交流がまったくない ☐ 極度の過干渉がある ☐ 交流があるが、反発等の支障がある ☐ 過去の問題が解決されておらず、交流により強い葛藤が生じる ☐ 遠距離居住により交流が少ない ☐ 親族のサポートが少ない
16 相談歴	☐ 虐待による入院・入所歴がある ☐ 虐待による一時保護歴がある ☐ 他の虐待通告歴がある ☐ 虐待以外での施設入所歴・一時保護歴がある ☐ 虐待以外の相談歴がある
17 きょうだいの相談歴	☐ 不審な死亡歴あり ☐ 虐待による入院・入所歴あり ☐ 虐待による一時保護歴あり ☐ 虐待通告歴がある ☐ 虐待以外での施設入所歴・一時保護歴がある ☐ 虐待以外の相談歴がある
18 養育者との同居	☐ 養育（虐待）者とのみ同居 ☐ 虐待者以外の大人がいるが、虐待者に同調している ☐ 虐待者以外の大人がいるが、虐待行為を黙認している ☐ 虐待者は別居しているが、交流がある ☐ 虐待者以外の大人が介入し、守ることもある
19 育児・養育能力	☐ 生命維持に影響する飲食や生活習慣等への極端なこだわりや偏った知識がある・偏った知識 ☐ 育児・養育能力【欠如・不十分・疑問】 ☐ 育児・養育への【強い負担感がある、不安が強い、不安がある】 ☐ 無関心 ☐ 知識の不足 ☐ 事故防止・監督不十分 ☐ 若年出産 ☐ 関係機関の懸念がある
20 育児・養育意欲	☐ 育児・養育意欲【ない、不十分】 ☐ 無関心 ☐ 無力感 ☐ 過干渉 ☐ 子どもへの関心はあるが、関わりに一貫性がない ☐ 子どもとのやり取りを好まない ☐ 障害診断に対する受容が困難 ☐ 単調で機械的なやりとりになる ☐ 子からの働きかけがあれば対応する ☐ 子どもへの関心はあるが、子どものニーズにうまく対応できない ☐ 関係機関の懸念がある ☐ 予期しない妊娠／計画していない妊娠出産 ☐ 気持ちに余裕があれば、情緒的交流ができる ☐ 子どもの視点を理解しようとする

21 養育者・ 精神状態	☐ 入院加療が必要なほど不安定 ☐ 医療機関受診を拒否するなど、衝動性が高く極めて不安定な状態 ☐ 服薬の自己管理ができないなど、不安定な状態 ☐ 過去に自殺企図歴がある ☐ 関係機関の懸念がある
(薬物、 アルコール等) 22 養育者・ 依存の問題	☐ 物質関連障害により生じる生活上の困難に子どもが日常的にさらされている ☐ 薬物使用等による逮捕・勾留 ☐ 依存があるが治療していない ☐ 治療の有無に関わらず再発・憎悪を繰り返している ☐ 複数の依存が合併している ☐ 依存があるが治療している ☐ 過去に依存歴がある ☐ 関係機関の懸念あり
23 養育者・ 虐待 の認識	☐ 行為、事実とも完全否認 ☐ 行為は認めるが虐待を正当化 ☐ 一部を虐待と認める ☐ 虐待認識がある
24 養育者・ 援助への 態度	☐ 保護者が子どもの保護を求めている ☐ 援助を拒絶、暴力・強迫的反発 ☐ 正当な理由なく来所要請や家庭訪問に応じないことを繰り返す ☐ 拒否的、攻撃的、無視 ☐ 正当な理由なく来所要請や家庭訪問に応じない ☐ 時や場面により態度が変わる ☐ 期待と不安の混在 ☐ 援助を積極的に受け入れる ☐ 自ら援助を求める
25 養育者・ 困り感・ 改善意欲	☐ 改善意欲が全くない ☐ 時折漏らすことがあるが、一貫しない ☐ 困り感を表明できるが、解決方法が全く見いだせていない ☐ 困り感があり、解決方法を求めている ☐ 自身の問題の原因を子ども、他者、他機関に置く ☐ 自身の問題について、子どもや他者の責任として非難を向けることがある ☐ 行動改善の意向を示している ☐ 行動改善への意欲がある

26 養育者・サービス 利用	☐ 提示されても拒否 ☐ 必要性を否認 ☐ 被害的に受け取る ☐ 拒否や否定はしないが、利用には至らない ☐ 関心を示さない ☐ 興味は示す ☐ 行動に移そうとする ☐ 情報提供を求める ☐ すでに利用している
----------------------	--